保存版

令和２年７月３１日

生徒･保護者の皆様へ

茨木市立三島中学校
校長　髙元 伊智郎

非常災害に係る緊急措置について

平素より本校教育へ深いご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、非常災害が発生した場合の，本校の対応は下記のとおりですので、ご承知おき願います。

記

●地震発生の場合…「震度５弱以上の地震」が発生した場合

①	自宅などにいる時間帯に発生した場合	臨時休校で自宅待機
②	学校にいる時間帯に発生した場合	臨時休校となり、原則として保護者引き渡し

・ 震度４以下の地震の場合は、原則として臨時休校にはなりませんが、通学路の安全を十分に確認して安全第一で行動してください。

●台風等の場合…茨木市に「暴風警報」または「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表された場合のみ。

①	午前７時時点…発表されている場合	臨時休校
②	午前７時から９時まで…解除された場合	解除された時点で登校(中学校ランチなし。各自で昼食持参ください。)
③	午前９時時点…発表されている場合	臨時休校
④	在校時に発表された場合	授業を中止して，通学路の安全や風雨の強さなどから判断し，帰宅（下校）措置または，保護措置を行います。 (自宅の開錠等の対応をお願いします。)

・ 「大雨警報」「大雨洪水警報」などは対象となりません。河川の増水や交通に注意して、登校して下さい。

●災害等の場合…校区内の地域に「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合。

①	午前７時時点…発令されている場合	臨時休校
②	午前９時までに解除されたとき	解除された時点で登校

●災害等の場合…校区内の地域に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合。

・状況に応じて、臨時休校等の措置をとる場合もあります。 そのときは、学校からご家庭に連絡します。

〈備考〉

・ 地震情報や気象警報の発令は、テレビ、ラジオ等でご確認ください。
・ 緊急連絡がとりにくくなりますので、学校への電話でのお問い合わせは極力ご遠慮下さい。
・ 臨時休校の場合は、正門にも掲示します。また、「本校 web サイト」「はなまる連絡メール」でも随時情報提供しますので、可能な限りご利用をお願いします。